

a-blog cms 利用規約

第1条 (定義)

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本規約」とは、「a-blog cms 利用規約」をいいます。
- (2) 「その他の規程」とは、本サイト上でアップルアップルが定める、本規約以外の本ソフトウェアに関するその他の規程をいいます。
- (3) 「本契約」とは、本ソフトウェアの使用に関するアップルアップルと契約者との間のソフトウェアライセンス契約をいいます。
- (4) 「アップルアップル」とは、有限会社アップルアップルをいいます。
- (5) 「契約者」とは、アップルアップルとの間で本契約を結び、本ソフトウェアを使用する者をいいます。
- (6) 「使用者」とは、本規約に基づき契約者から本ソフトウェアの使用を認められた者をいいます。
- (7) 「本ソフトウェア」とは、アップルアップルがライセンスを販売する「a-blog cms (エーブログ・シーエムエス)」という名称のソフトウェア及びこれに関するマニュアル等のドキュメント類をいいます。
- (8) 「本ライセンス」とは、本ソフトウェアの使用についてアップルアップルから許諾を受ける権利をいいます。
- (9) 「ライセンスファイル」とは、本ソフトウェアをインストールするために必要となるファイルをいいます。
- (10) 「本サーバー等」とは、契約者が本ソフトウェアをインストールする先の、契約者管理に係るサーバー（契約者が契約するクラウドサーバーを含みます。）又はコンピュータをいいます。
- (11) 「本サイト」とは、本ソフトウェアの情報等を掲載したアップルアップルが運営する a-blog cms 公式サイトをいいます。
- (12) 「登録」とは、アップルアップル所定の手続きにより契約者として登録することをいいます。
- (13) 「登録事項」とは、契約者が登録をする際に登録するアップルアップル所定の情報をいいます。

第2条 (適用範囲)

1. 本規約は、本契約においてアップルアップルと契約者との間に適用されます。
2. その他の規程は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第3条（契約成立）

1. 本契約は、本ソフトウェアの使用を希望する者が、本ソフトウェアを本サーバー等にインストールした時点で成立します。
2. 本契約が成立した時点で、契約者は本規約の全ての内容に同意したとみなされます。

第4条（登録）

1. 契約者は、本ソフトウェアのインストール後、本ライセンスを購入するにあたり、登録を行うものとします。
2. 契約者は、登録事項が全て正確であることを保証します。
3. アップルアップルは、契約者が以下のいずれかに該当し又は該当するとアップルアップルが判断した場合は、理由を一切開示することなく、登録を認めず、本ライセンスを使用させないことができます。
 - （1）アップルアップル所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
 - （2）登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - （3）本規約に違反するおそれがある場合
 - （4）過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - （5）その他登録が妥当でない場合
4. 契約者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちにアップルアップル所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。契約者がこれを怠ったことにより損害を被ったとしても、アップルアップルは一切責任を負わないものとします。

第5条（ライセンスファイル）

1. 本ソフトウェアを本番環境で動作させるためには、契約者が、本ライセンスを購入することが必要になります。本ライセンスの購入方法は次条2項記載の [a-blog cms](#) ウェブサイトに掲載するものとします。
2. アップルアップルは、本ライセンスを購入した契約者に対し、アップルアップル所定の方法により、ライセンスファイルを発行するものとします。
3. 契約者は、自己の責任において、ライセンスファイルを適切に管理・保管するものとし、これを利用者以外に開示・使用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとします。
4. 契約者によるライセンスファイルの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって契約者が損害を被ったとしても、アップルアップルは一切の責任を負いません。

第6条（使用許諾）

1. 契約者は、第5条1項の本ライセンスにおいて、本契約期間中、契約者管理に係るサーバー（契約者が契約するクラウドサーバーを含みます。）1インスタンス又は

コンピューター1台に本ソフトウェアをインストールの上で、ライセンス毎に設定された上限数までユーザーを作成し使用させることができます。ただし、第6条2項に定めるウェブサイト上に異なる定めがある場合はそれに従うものとします。

2. 本ライセンスの種類及び内容は、a-blog cmsウェブサイト (URL : <https://www.a-blogcms.jp/license>) に掲載するものとします。なお、アップルuppルは、各ライセンスの内容の追加、削除等の変更を行うことがあり、契約者はこれを予め承諾します。
3. 契約者は、コンピューター等のハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保、第三者のソフトウェア等の使用許諾等、本ソフトウェアを本規約の定めに従って使用するために必要となる環境を、自らの責任と費用において整備するものとします。アップルuppルは、契約者が整備するこれらの環境に関して、一切の責任を負いません。

第7条 (知的財産権等)

本ソフトウェアに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利は、全てアップルuppルに帰属します。本契約は、本ソフトウェアに関するアップルuppルの上記各権利の譲渡を意味するものではなく、また、前条 (使用許諾) に明示的に許諾されている範囲を超えて、その使用、利用、実施等を許諾するものではありません。

第8条 (表示)

1. アップルuppルは、契約者に対し、契約者が本ソフトウェアを使用するに際して、本ソフトウェアの知的財産権等をアップルuppルが保有していることを表示することは強制しません。但し、本ソフトウェアの知的財産権等をアップルuppル以外の者 (契約者又は第三者) が保有しているかのように表示することはできないものとします。
2. 本ソフトウェアが生成するHTMLドキュメントには、下記のコードがhead要素内に追加されて表示されるものとし、契約者はこれを削除、隠蔽することはできないものとします。

```
<meta name="generator" content="a-blog cms" />
```

第9条 (保証及び責任の制限)

1. アップルuppルは、契約者が本ライセンスを購入後90日間、本ソフトウェアが、アップルuppルの指定した環境下でアップルuppルの定める仕様に実質的に従って稼働することのみを保証するものとします。アップルuppルは、次の各号につき、いかなる保証も行わないものとします。

(1) 本ソフトウェアの使用に起因して本サーバー等に不具合や障害が生じないこ

と

(2) 本ソフトウェアが正確かつ完全であること

(3) 本ソフトウェアが契約者の特定の目的に適合し、有用であること

(4) 本ソフトウェアが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること

2. アップルアップルは、契約者に対し、前項の保証内容に関する契約不適合についてのみ、担保責任を負うものとし、本ソフトウェアの品質に関してその他の問題がある場合でも、契約者は本ソフトウェアが本契約の内容に適合しない旨を主張できないものとし、ます。
3. アップルアップルは、前項の契約不適合について、本ライセンスの購入から90日以内に契約者から通知を受けた場合のみ担保責任を負うものとし、ます。
4. 担保責任の内容は、代品の提供に限るものとし、契約者は第2項の契約不適合について、本契約の無効、解除、損害賠償又は代金減額の請求をすることはできないものとし、ます。また、契約者はアップルアップルの講ずる措置に全面的に協力するものとし、ます。
5. 前項の規定に拘らず、本ソフトウェアの不具合が、下記のいずれかによる場合、又は契約者による本契約違反に起因する場合、アップルアップルは契約者に対して、一切の責任を負いません。
 - (1) 本ソフトウェアが第三者のソフトウェアと組み合わせて使用等されたことに起因した場合
 - (2) 本ソフトウェアがアップルアップルの指定した環境以外の環境下で使用された場合
 - (3) 本ソフトウェアがアップルアップル以外の者によって改変された場合
 - (4) その他、アップルアップルの責めに帰すべからざる事由による場合
6. 本条の規定は、本ソフトウェアに関するアップルアップルの一切の責任を規定したものであり、アップルアップルは、その理由及び法的根拠のいかんにかかわらず、契約者に対して、本条の規定以外の一切の責任を負いません。但し、アップルアップルに故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。
7. アップルアップルが契約者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、契約者による本ライセンスの購入代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されます。

第10条（禁止事項）

契約者は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- （1）本ソフトウェアを本規約に明示された内容及び限度を超えて使用すること
- （2）第8条（表示）に違反すること
- （3）本ソフトウェアを法令、公序良俗又は商慣習に違反する目的又は態様で使用する
こと
- （4）本ソフトウェアをアップルアップル又は第三者の権利を侵害する目的又は態様で
使用すること
- （5）本ソフトウェアに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセン
ブラ、その他本ソフトウェアを解析しようと試みること
- （6）本ソフトウェア又は本ライセンスを第三者に対して、貸与、譲渡、売買、担保提
供、その他一切の処分をすること
- （7）本ソフトウェアから派生するソフトウェアを開発、公開、貸与、譲渡、売買、担
保提供、その他一切の処分をすること

第11条（契約期間）

本契約は、期間の定めのない契約とし、本契約が終了（その理由は問いません。）する
までの間、有効とします。

第12条（解除）

1. アップルアップルは、契約者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当するとアップ
ルアップルが判断した場合は、直ちに本契約を解除することができます。
 - （1）本規約のいずれかの条項に違反し、アップルアップル指定期間内に違反状態が
是正されない場合
 - （2）監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を
受けた場合
 - （3）株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社と
の同一性が失われた場合
 - （4）反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これ
に準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会
的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との
何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - （5）アップルアップルに対する重大な背信行為があった場合
 - （6）その他、アップルアップルが契約者による本ソフトウェアの使用を適当でない
と判断した場合

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当するとアップルアップルが判断した場合は、アップルアップルに対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちにアップルアップルに対する全ての債務の履行をしなければなりません。
3. 第1項に基づき本契約が解除された場合でも、アップルアップルは本ライセンスの購入代金を返還しないものとします。
4. アップルアップルは、本条に基づきアップルアップルが行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第13条（終了時の措置）

契約者は、その理由を問わず本契約が終了した場合、直ちに、本サーバー等から、本ソフトウェアを消去し、以降、本ソフトウェアを一切使用しないものとします。本契約終了後も、本サーバー等に本ソフトウェアが存在する場合、契約者は本ソフトウェアを使用したものとみなします。

契約者は、アップルアップルが求めた場合は、前項の消去を実施したことを証明するため、別途アップルアップル所定の文書に所定の事項を記入し、アップルアップルに提出するものとします。

アップルアップルは、本契約終了後に契約者が本ソフトウェアを使用したことで契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第14条（紛争対応及び損害賠償）

1. 契約者は、本ソフトウェアの使用に関連してアップルアップルに損害を与えた場合、アップルアップルに対し、その損害を賠償するものとします。
2. 契約者は、本ソフトウェアを不正に使用した場合（本契約期間中に、使用可能な範囲を超えて本ソフトウェアを使用した場合、及び、本契約終了後も、本ソフトウェアを本サーバー等から消去させなかった場合を含み、かつこれに限りません。）、前項の損害賠償とは別に、不正使用分の本ライセンスの購入代金の10倍の金員を、違約金として支払うものとします（当該違約金の支払によっても、前項の損害賠償義務は免れないものとします。）。
3. 契約者が、本ソフトウェアに関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容をアップルアップルに通知するものとします。
4. 契約者は、前項の紛争の処理にあたり、アップルアップルに対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与え、並びに必要な協力を行うものとします。

第15条（秘密保持）

契約者は、本ソフトウェアに関連してアップルアップルが契約者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、アップルアップルの事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に使用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

アップルアップルは、個人情報を、アップルアップル所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第17条（本規約の変更）

1. アップルアップルは、本規約を変更しようとする場合は、変更の内容及び効力発生時期を明示し、効力発生日の相当期間前までに、a-blog cms ウェブサイトに掲示する方法又はその他の方法により、契約者に周知するものとします。
2. 前項による規約の変更について同意しない契約者は、アップルアップル所定の方法に従い、効力発生日まで、本契約を解除することができるものとします。
3. 本規約は、第1項の手続き完了後、効力発生日から、第1項で周知された内容により変更されるものとします。
4. 契約者が本規約変更後も本ソフトウェアを使用する場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第18条（連絡）

1. アップルアップルから契約者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は本サイトへの掲載等、アップルアップルが適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本ソフトウェア上での表示又は本サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとします。
2. 本サーバー等がインターネットに接続できる環境にある場合、本ソフトウェアはインターネットに自動接続され、アップルアップルからのお知らせを本ソフトウェア上で表示することがあります。
3. 契約者からアップルアップルへの連絡は、アップルアップル所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に行うものとします。アップルアップルは、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの問い合わせについては、対応できないものとします。

第19条（権利義務の譲渡）

1. アップルアップルが本ソフトウェアに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他の情報を当該事業

譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。本項にいう事業譲渡には、アップルアップルが消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとし、

2. 契約者は、アップルアップルの事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとし、

第20条（存続条項）

本契約終了後も、第7条（知的財産権等）、第9条（保証及び責任の制限）、第13条（終了時の措置）、第14条（紛争対応及び損害賠償）、第15条（秘密保持）、第16条（個人情報取扱い）、第17条（本規約の変更）、第18条（連絡）、第19条（権利義務の譲渡）、本条（存続条項）、第21条（完全合意）、第22条（分離可能性）、第23条（準拠法）、第24条（管轄）、第25条（協議解決）は、引き続きその効力を有するものとし、

第21条（完全合意）

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、本契約の締結以前に当事者間でなされた本契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意も、本規約に取って代わられます。

第22条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

第23条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第24条（管轄）

本ソフトウェアに関連して契約者とアップルアップルの間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（協議解決）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約の定めのない事項については、アップルアップル及び契約者は、誠意をもって協議し解決するものとし、

以上

2009年6月23日 制定

2015年3月31日 改訂

2016年1月5日 改訂

2016年7月7日 改訂

2020年9月1日 改訂